

委託契約書（単価契約）（案）

1 委託業務の名称
構内除雪業務

2 委託業務期間
令和7年12月1日～令和8年3月31日

3 委託業務の実施場所
花巻市北湯口第2地割82番1 岩手県立総合教育センター
花巻市北湯口第2地割82番13 岩手県立生涯学習推進センター

4 契約単価

機 種 名	除雪単価（1時間当たり）
除雪ドーザ運転 ホイール型8～9 t 級	金 円／時間 （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円）

5 契約保証金
_____ 円

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、構内除雪業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別記「構内除雪業務仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。

第2 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第3 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定に基づいて債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払いによる弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により、会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

第4 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについてはこの限りでない。

第5 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託業務期間を変更するとき、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第6 乙は、各月の委託業務が完了した場合は、甲に当該月の除雪業務完了報告書（様式第1号）及び除雪作業実績調書（様式第2号）を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に業務の完了を確認する検査を行うものとする。

第7 甲は、第6第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第6第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第8 乙は、第6第2項（第7第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、除雪業務委託料請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

2 総除雪作業時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上の時は0.5時間とし、その端数が30分未満のときは切り捨てるものとする。

3 請求額は、契約単価に該当月の総除雪作業時間を乗じた額を支払うものとし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 甲は、第1項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

第9 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第10 甲は、乙が委託業務期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第11 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第12 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2若しくは第7第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第14 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第15 第13又は第14の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第15 第13又は第14の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する金額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第16 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第17 乙は、第13又は第14の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第18 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第19 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和13年3月31日まで保存するものとする。

第20 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

岩手県
契約担当者
岩手県立総合教育センター
所 長 佐々木 寛

乙